文科省 < 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(案) > パブリックコメントに対する意見書

平成 18 年 2 月 28 日

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 動物実験指針意見募集事務局 御中

日本実験動物環境研究会として、動物実験指針(案)に対する意見を提出させて頂きます。

- (1)氏名(会長):朱宮正剛
- (2)所属組織:日本実験動物環境研究会
- (3)住所(事務局): 113-8421 東京都文京区本郷 2-1-1

順天堂大学大学院医学研究科アトピー疾患研究センター内

- (4)電話番号:03-5802-1592
- (5)意見の該当箇所、意見、理由・背景等

今回提示頂きました「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(案)」に、 日本実験動物環境研究会として基本的に賛成ですが、以下の箇所についてご配慮頂きたい。

<該当箇所>

1.前文

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉及び動物の愛護はもちるん、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要であり、やむを得ない手段である。

<修正文>

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉及び動物の愛護はもちろん、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要であり、不可欠な手段である。

<理由>

先に提示された「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(素案)」において、動物実験が「必要不可欠」として記載されている。本基準に準拠して定められる「動物実験基本指針」に「やむを得ない手段」とする必要性はない。

<該当箇所>

第1 定義

(6)動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

<補足説明>

動物実験等には、実験動物技術者/飼養者を含む。

<理由>

先に提示された「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(素案)」の定義で、動物実験に直接携る者を、「実験実施者」と「飼養者(実験動物技術者)」を区分している。

<該当箇所>

- 第2 研究機関等の長の責務
- 2 機関内規程の策定

研究機関等の長は、動物愛護法、基準その他の動物実験等に関する法令(告示を含む。の規定を踏まえ、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等を具体的な実施方法等を定めた規程(以下、「機関内規程」という。)を策定すること。

<補足説明>

機関内規程には、<mark>適正な動物実験等の実施の推進を図る</mark>ための、具体的な環境基準、飼育密度基準、実験動物の安寧(well-being)と環境富化(environmental enrichment)への配慮 規定を盛り込むこと。

<理由>

実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等における実験動物の安寧が担保されていることが重要であり、そのための適切な施設・設備及び動物実験の実施には「ケージの大きさ」、「飼育・実験室の環境条件」、「取扱い」等の基準が必要不可欠である。

<該当箇所>

第4 動物実験等の実施

- 1 科学的合理性の確保
- (1)適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項に配慮し、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。 代替法の利用

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

実験動物の選択

実験動物の選択に当たっては、<mark>科学上の利用の目的を達する事ができる範囲において</mark>、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する必要があること。

苦痛の軽減

科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

<修正文>

第4 動物実験等の実施

- 1 科学的合理性の確保
- (1)適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項に配慮し、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

代替法の利用

できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

実験動物の選択

実験動物の選択に当たっては、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する必要があること。

苦痛の軽減

できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

<理由>

本基本指針は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(素案)」に準拠するものであり、「基準」の「基本的考え方」に「科学上の利用の目的を達する事ができる範囲において」が明記されており、重複して記載する必要はない。逆に、動物実験の基本理念である3Rの各項目に「科学上の利用の目的を達する事ができる範囲において」を冠することで、「科学的観点」を隠蓑にして「動物愛護の観点」が軽視される可能性がある。苦痛の軽減について、

<補足説明>

実験動物の苦痛は単に肉体的苦痛だけでなく、ストレスなど心理的苦痛をも含み、苦痛軽減は動物実験処置時だけでなく実験動物の全生涯にわたって配慮し、実験動物の安寧と環境富化に努めなければならない。

<該当箇所>

(2)動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること。

<補足説明>

適切な飼養保管及び実験処置ができる施設設備が必要であり、「機関内規程」にそれぞれ適 正な設計基準/指針を設ける必要がある。

<該当箇所>

第5 実験動物の飼養及び保管

実験動物の使用及び保管は、基準を踏まえ、科学的観点及び動物愛護の観点から適切に実施すること。

<補足説明>

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛軽減に関する基準」に準拠した環境基準、飼育密度、 実験動物の安寧及び環境富化配慮を「機関内規程」に盛り込むこと。